平成２２年３月２０日制定

農業土木コース教育評議会規則

（設　置）

第１条　弘前大学農学生命科学部地域環境工学科農業土木コースの教育に関する事項を評議するために農業土木コース教育評議会（以下「評議会」という）を置く。

（審議事項）

第２条　評議会は次の各号に掲げる事項について審議する。

（１）学習・教育目標に関する事項

（２）教育に対する社会の要求および学生の要望に関する事項

（３）カリキュラムの構成、シラバスの内容、成績評価に関する事項

（４）ポートフォリオに関する事項

（５）教育システム自体の点検に関する事項

（６）その他農業土木コースの教育に関する事項

（組　織）

第３条　評議会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（１）地域環境工学科所属の教員

（２）弘前大学農業土木分野の卒業生および農業土木コース修了生の就職先の関係者（５名程度）

（委員長及び副委員長）

第４条　評議会に委員長及び副委員長１名を置く。

２　委員長は、農業土木コース責任者とする。

３　副委員長は、委員の互選によって決める。

４　委員長は委員会を招集し、その議長となる。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（任　期）

第５条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（会　議）

第６条　評議会の会議は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

２　評議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第７条　評議会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（開　催）

第８条　評議会は原則として年１回開催する。また委員の求めに応じて随時評議会を開催することができる。

（雑　則）

第９条　この規則に定めるもののほか、評議会の運営に関して必要な事項は、評議会が定める。

附　則　この規則は平成２２年３月２０日から施行する。